

(整理番号 625)

大阪地方最低賃金審議会
令和6年度第2回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会
議事要旨

1 日 時 令和6年9月4日（水）
午前9時30分から同11時16分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	2 名

4 議事

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- 労働者代表委員からは、国家資格を持つ整備士及び整備士を目指す若者が減少しており、整備業界の魅力の低下が見受けられ、それに伴い整備士の平均年齢が上昇し、生産性にも影響する。産業の優位性を確保し、魅力を高め、人材の確保と定着を図る足がかりとしての特定最低賃金の改正が必要等の理由から改正の必要有りとの主張があった。
- 使用者代表委員からは、人材確保は厳しいが、その対策が特定最低賃金の改正ではない。大阪府最低賃金が大幅に上昇する中で、特定最低賃金を上げる必要性はない。企業内最低賃金額は大手中小にさほどの格差はない等の理由から改正の必要無しとの主張があった。

全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き改正決定の必要性に係る審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。